

生活道路の法定速度引下げおよび対象区間の取り扱いについて(ご案内)

浜区の皆様には、浜区会の活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 8 年(2026 年)9 月 1 日に改正道路交通法施行令が施行され、全国の生活道路における自動車の法定速度が、従来の 60km/h から 30km/h へ引下げられました。これにより、浜区内の多くの道路は生活道路として法定速度 30km/h が適用されます。

南海住宅にお住まいの方から「白いセンターラインが描かれている区間は一般道路ではないか、生活道路への変更は出来ないのか」との要望があり、泉南警察署へ問い合わせ確認したところ、南海住宅内の下記の 2 区間は一般道路扱い(法定速度 60km/h)であることが判明しました。

【法定速度 60km/h の区間(一般道路扱い)】

① 自)男里 7-9-11(シーサイドマンションとにいわん B)地先

～ 至)男里 7-15-17(南海住宅 2 号公園)地先

② 自)男里 7-16-4(小寺宅)地先 ～ 至)男里 7-24-24(松葉宅)地先

【生活道路として扱うために必要な道路構造】

上記①・②の区間を生活道路として法定速度 30km/h に変更するためには、次の整備が必要です。

- ・ 道路の両側に 75cm の路側帯を設けること
- ・ 現在引かれている 白色センターラインを消去すること

これらの整備により、道路構造上「生活道路」と認識されるようになります。

【路側帯(75cm)を設けた場合のメリット・デメリット】

●メリット

- ・ 歩行者の安全性向上
- ・ 車両と歩行者の距離確保による事故防止
- ・ 車道幅が明確化され速度抑制効果が期待できる
- ・ 違法駐車抑制
- ・ 通学路・高齢者の多い地域で生活環境が改善

●デメリット

- 車道幅が狭くなり、すれ違いが難しくなる可能性
- 交通量が多い時間帯の渋滞発生の恐れ
- 緊急車両の通行に支障が出る場合
- 路側帯の維持管理コスト増加
- 路肩への短時間駐車ができなくなるなど、住民の生活上の不便

【今後の進め方について】

上記 2 区間を

- 生活道路として扱う(法定速度 30km/h)
- 従来どおり一般道路として扱う(法定速度 60km/h)
- どちらでも良い。判らない。

どちらが適切かについて、南海住宅にお住まいの皆様のご意見を伺い参考にいたします。

生活道路化へのご意見が多数となった場合は、泉南市役所道路課へ

- 路側帯(75cm)の設置
- センターラインの抹消

を要望する正式な要望書を提出いたします。

区民の皆様におかれましては、上記の 2 区間はもとより 歩行者・自転車の安全確保のため、

引き続き安全運転へのご協力をお願い申し上げます。

----- アンケート キリトリセン -----

アンケートは 必ず浜区民センター(休館日はポスト投函)ご提出下さい

下記 1, 2, 3, どちらかに○印を付けて 9 月 25 日までにお届け下さい。

_____隣組_____氏 名_____

1, 生活道路への変更に 賛成である

2, 従来とおりの 一般道路で良い

3, どちらでも良い。判らない。